

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード!)



追悼 佐藤辰也先生：大飯原発福井訴訟弁護団長

*さる6月16日、本会が中心となって提訴した大飯3・4号機差止訴訟の一番で弁護団長を務めていただいた佐藤辰也先生が逝去されました。享年70歳。佐藤先生は3.11以降の最初の福井での訴訟で弁護団長を快諾いただき、そして私たちはあの「樋口判決」を勝ち取ることができたのです。あらためて感謝の念に堪えません。その控訴審で弁護団長を引き継いでいただいた島田広弁護士から追悼文を寄稿いただきました。本会の中嶋哲演代表からの追悼の言葉と併せて掲載させていただきます。

佐藤辰也先生を悼む

島田 広

私が福井弁護士会に入会した1998年の頃、私と佐藤先生との関わりは、消費者問題、もんじゅ訴訟と再審福井事件からはじまりました。

当時は商工ローンが跋扈しており、バブル崩壊の余波が残る中、経営が行き詰まった会社の経営者に近づいて財産をむしり取る整理屋の事件もいろいろあって、そうした事件も含めてクレサラ問題が大変なときでしたから、佐藤先生もそうした被害の救済に奮闘しておられました。佐藤先生のクレサラ問題での御活躍は、1979年に弁護士になられた直後からといえますから、私が弁護士になったときには20年近く戦い続けておられた訳です。日弁連の消費者問題対策委員会が1985年に設立されると同時にその中心で活躍され、1995年から97年まで同委員会多重債務部会の部会長を務められ、まさに全国のクレサラ対策の中心を担われたのでした。多重債務ばかりでなく、マルチ商法、靈感商法、先物取引被害など、解決が難しい問題に果敢に取り組み、先進的な判決をいくつも勝ち取られました。福井県の消費生活センターの相談員さんたちからも絶大な信頼を得ていた先生でした。福井の消費者事件で弁護団を組むときには、いつも佐藤先生が中心でした。今回の突然の訃報に、全国の消費者問題対策弁護士の重鎮たち

や相談員さんからたくさんの心のこもったお悔やみの言葉をいただきましたが、改めて先生の存在の大きさを感じる機会となりました。

もんじゅ訴訟と再審福井事件は、いずれも大規模な弁護団で取り組んだ事件で、特にもんじゅ訴訟ではしょっちゅう東京出張で御一緒しました。驚きと歓喜の中で迎えた名古屋高裁逆転勝訴判決、雨降る中で怒りに燃えた最高裁弁論は今でも思い出に残っていますが、このもんじゅ訴訟も四半世紀にわたる息の長い訴訟であり、消費者事件で超多忙な上に、原発訴訟にこれだけ長期にわたって取り組まれた先生のパワフルさには、驚くほかありません。逆転敗訴となったもんじゅ最高裁判決では本当にくやしい思いをしましたが、その悔しさを、後の大飯原発福井訴訟で、見事、晴らすことができたのも、佐藤先生の粘り強い御奮闘があつてのことだと思えます。

再審福井事件も、佐藤先生は1986年の弁護団活動最初期から関与しておられたのですから、こちらも本当に息の長い闘いです。特に佐藤先生は、子どもの問題に熱心に取り組んでおられた関係で、事件に関係した少年少女をよく知っており、弁護団の中の「人名図鑑」的な存在でした。当事者にたいしても根気強く寄り添い続けた佐藤先生の御活躍は、誰にもマネのできないものでした。

佐藤先生の足跡をじっくり辿るには、とても紙幅が足りません。私の知る佐藤先生の御活躍の場であった消費者、原発、再審、この三つに共通する特徴を上げるとすれば、お金にならない、弁護士でもやりたがる人が少ない、弱い者が泣き寝入りしやすい、ということでしょう。そういう困難な事件に果敢に取り組み、長期にわたって粘り強くたたかい続け、そしてどの分野でも全国で注目されるような貴重な成果をあげてきたのが、佐藤辰弥先生でした。佐藤先生が走り始めると、何だかお手伝いせずにはいられない。そんな憎めなさ与人を引きつける魅力を持った先生でもありました。弱者を守る法の正義を信じ、その実現のためにまっすぐに走り続ける先生に引っ張られながら、多くの弁護士が協力したからこそ数々の貴重な成果を生むことができたのだと思えます。私も、ごく一部の事件とはいえ、佐藤先生とたたかいを共にできたことを誇りに思えます。

佐藤辰弥先生、本当にありがとうございました。どうぞ安らかにお休みください。

佐藤辰也弁護士のご遺志に添い得る道を

裁判の会代表 中嶋哲演

佐藤辰也弁護士の早すぎたご逝去は、驚きと無念と哀悼にたえません。温和で控えめながら、毅然と筋を通されていたお姿を想起しております。

福島原発震災後、初めて福井地裁で、大飯原発運転差し止めの樋口判決を得た時の原告側の弁護団長をつとめていただいていたのが佐藤氏でした。原告団声明でも言及しましたように、原発銀座・若狭の立地県の福井地裁で、その判決を得た意義ははかりしれません。もちろん、弁護団も原告団も県外の方々の熱いご協力やご支援があつたことを忘れる訳にはいきませんが、地元の原告側弁護団長としての氏の存在とおはたらきに、深く感謝せずにはいられません。

老朽原発の美浜3号と高浜1・2号の理不尽で不当な再稼動が強行されようとしている現在、氏がお元気であれば、再び県内の弁護士の方々を結集していただけないものかとお相談できたのにと無念です。(幸い、後続の若い弁護士の方々が徐々に結集されつつあり、ありがたいこと

です。)

この半世紀にわたって、原子力ムラや原子力行政による原発推進の枠組み(土俵設定)は、原発が立地する過疎地の自治体の議会と首長、立地県の議会と知事の同意さえ得られればよしとするものでした。それは、40年超の老朽原発延命の強行突破に至るまで貫かれています。そうした重要な節目に関与すべきは、原発電力を消費し、大事故時には被災する当事者性を否定できない広範な圏域であることも明らかになってきたのではないのでしょうか。その直近の事例としては、東海第二の老朽原発から30km圏内(UPZ)の14自治体、94万人の避難計画の不備を理由に、同原発の運転差し止めを命じた今年3月の水戸地裁の判決があります。それどころか、若狭の原発群から30kmに位置する琵琶湖は、1450万人もの水源です。老朽炉の稼働を強行し、大事故を起こせば、フクシマを上回る大惨事となることは必然でしょう。

もちろん関西圏の市民運動とも連携しながら、県内の老朽炉の運転差し止めから原発ゼロへ、原発に依存しない若狭・福井へ、そして何よりも「あとからくる者」たち(後世代)のために一の声と行動を広げていくことこそ、あの勝訴判決の初心を回復し、佐藤弁護団長のご遺志に添い得る道ではないかと思えます。佐藤辰也氏のご冥福を祈念しつつ、合掌。



2022年度定期総会の報告

第9回定期総会を6月26日(日)午後1時より、福井市内の嶋田ビル2F及びZoom参加のハイブリッド形式で開催しました。活動報告から事務局体制までの5議案について参加の皆様から承認をいただきましたので、ここに報告させていただきます。議案詳細については、すでに総会資料一式を送付済みですので、省略させていただきます。

また今回の総会では、記念報告として、「戦後最悪の司法判断 吉岡決定の要点報告-広島から」と題して伊方原発広島裁判事務局の哲野イサクさん、山本幸造さんのお二人からZoomを介してお話を伺いました。以下はその報告です。

戦後最悪の司法判断の一つ

◆広島地裁吉岡決定 要点報告◆

司会：最悪の司法判断「吉岡決定」について、広島の記事事務局のお二人より要点報告をしていただきます。お一人

は山本幸造さん。農学博士で、瀬戸内海の周防大島で黒猫とともに暮らしている面白い方です。そして、もうお一人が哲野イサクさん。ウェブジャーナリスト、広島原爆研究家、そして、いろいろな著書・翻訳書など多々ある方です。

なお、要点報告は大体お二人で40分です。そしてその後、視聴者の皆さんに質問・意見をどんどん出していただいて、この場が実り多きもの、明日につながるようなものにしたいと思えます。よろしくお願いいたします。では、山本さんお願いします。

<以下山本幸造さんの報告>

▲吉岡決定の5つの問題点

よろしくお願いいたします。本日は、「福井から原発を止める裁判の会」の総会において、私たちが作ったパンフレット『戦後最悪の司法判断の一つ 広島地裁吉岡決定』の要点報告をという貴重な機会を与您いただきまして、誠にありがとうございます。私は、伊方原発広島裁判事務局の山本幸造と申します。

この報告会后には、今ご案内があったように活発な質疑応答・討論が行われて、福井と広島が連携して、ともにこの問題に関して理解が深まり、共有できればと心か

1. 2021年11月広島地裁吉岡決定に至るいきさつ

2016年3月11日	伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立（仮処分）を申立人3人で広島地裁に提訴。
16年 8月	申立人1人が追加提訴。申立人が4人。
17年 3月	広島地裁申立却下決定。（吉岡茂之裁判長）
17年 4月	広島高裁に即時抗告。（抗告審開始）
17年12月	広島高裁同3号機運転差止仮処分命令。（野々上友之裁判長）高裁レベルで住民勝利は日本初。
17年12月	四国電力広島高裁に異議申立。（異議審開始）
18年 9月	広島高裁異議審で差止却下。（三木昌之裁判長）
2020年3月11日	「広島はあきらめない」を合言葉に、申立人7人で広島地裁へ仮処分提訴。（広島新規仮処分）
21年11月	広島地裁申立却下決定。（吉岡茂之裁判長）
21年11月	広島高裁に即時抗告。

身体等の重大な法益が侵害されていること」と述べています。このような具体的事実がなければ、住民らの「人格権にもとづく妨害予防請求権」は認めない、とする箇所です。この箇所が、原告団の多くの憤慨を買ったところ。こんな無茶苦茶な話はありません。「大量の放射性物質の放出が発生・継続」、まさに福島原発事故ではこれが現実のものとなったのです。この事態を危惧して、仮

2

処分申し立てを行っているのです。

人格権に基づく妨害予防請求権は、憲法が国民一人ひとりに認めた権利です。いわば人格権を守るための最後の砦です。放射性物質が大量に放出、継続している状態はこの最後の砦が陥落してしまった状態です。これが陥落したら妨害予防請求権を認めてやろうというわけです。全く理解できません。吉岡裁判長は福島原発事故の犠牲者、避難者に説明できるのでしょうか。これほど反憲法的な言い草もありません。人格権にもとづく妨害予防請求権の有名無実化・形骸化を意図したものと言わざるを得ません。何度も述べますが、現に事故が起きないと保全是認められないと言っているのです。福島原発事故の被害者の方々は、この文を本当にどう思うのでしょうか。

▲内部被曝被害に対する無知・無理解

吉岡決定のこの箇所には重大な問題点が背景に隠されています。伊方原発が大量の放射性物質の放出が発生・継続している状態で、広島市民が被る被曝被害の様子は、微粒子や希ガスによる内部被曝被害です。内部被曝被害は、長期間にわたって人びとに、がんや非がん性疾患など深刻な影響をもたらす。また死に至らないまでも、老化の促進(非特異老化)や知能の低下、免疫力の低下など深刻な「生活の質」(QOL)の劣悪化をもたらします。広島はこのことを、広島原爆で経験済みです。その様子は、「黒い雨」被曝者、福島原発事故被害者と全く同じです。このように吉岡決定の背景には、放射性被曝被害、特に内部被曝被害に対する無知・無理解があるよう

ら思っております。「広島は仮処分をあきらめない」これを基本として、報告の前半を担当させていただきます。

これは、2021年11月の広島地裁吉岡決定に至るいきさつです。皆さんご存知のように、昨年11月に吉岡決定が出たわけですが、これまでの仮処分のいきさつという流れをまとめております。ポイントは「われわれ広島は仮処分をあきらめない」という点にあります。

吉岡決定には問題点が5つあります。この吉岡決定は「なぜでたのか、どこがおかしいのか、何が問題点か」ということを簡単に説明させていただきます。まず①我々住民側の訴えを自分の都合のいいように解釈しているという点、②平成4年伊方最高裁判決の判断枠組みを不採用にしていること、これはのちほど哲野さんから詳しく説明があります。③主張・立証責任論を全面的に住民に負わせている、④「原子力規制委員会は原発の安全を審査している」と思い込んでいること、⑤吉岡決定は「妨害予防請求権」というものを有名無実化していること、の5つです。

▲決定は反憲法的！

原告団と弁護団とは問題点の重点の置き方などで若干の違いはあるのですが、我々原告団は次のように考えました。結論から言うと、国民一人ひとりとしての存在に最高の価値を置く日本国憲法の立場から見て、極めて反憲法的性格を色濃く帯びていると理解しています。決定要旨の問題部分を読みます。裁判所は、差止めの要件として「現時点で伊方原発の運転に伴って既に大量の放射性物質の放出が発生・継続しており、住民らの生命や

に思われます。

▲内部被曝被害は黒い雨裁判で明白

内部被曝の実態は2021年7月の黒い雨広島高裁判決(西井和徒裁判長)に端的に示されています。こども読ませてください。「内部被曝は、外部被曝に比べ、次のような特徴を持ち、より危険性が高いということができ、放射性微粒子1個で内部被曝するだけで、可能性としては、身体に原爆の放射能の影響を受ける事情が出現することになる。」とあります。

内部被曝は外部被曝と全く異なった被曝形態であり、より危険ということは黒い雨裁判で明らかになりました。広島の人間にとってはもう常識となっています。吉岡裁判長は内部被曝の危険に関する基本的な理解を欠いている。そのためにあのようなとんでもない文章が書けたのだらうと思います。

以上で、私の報告の担当分は終わります。要点報告ならぬピンポイント報告となりましたけれども、ご了承いただきたいと思います。あとは哲野さんの報告に譲ります。

<以下哲野イサクさんの報告>

▲地震は予知・予測できない

山本さん、ありがとうございます。私の報告も山本さん以上のピンポイント報告になりそうで、甚だ心許ないのですけれども、とりあえず、これをご覧ください。我々住民側の主張、今回裁判の争点を示しています。①の主張は、「地震は予知・予測できない」これが最新の科学的

知見ですね。これはもう政府も認めています。なのに、規制委の原発耐震基準、地震動は、相も変わらず予測に依って決めている。この決め方は非科学的であり不合理である。こういう主張が①の主張です。②の主張は、仮に予測で決めるにしても、伊方原発の耐震基準650ガル(基準地震動650ガル)は、日本で発生している現実の地震の地震動に比較して、あまりに低水準じゃないか。実際の地震動との比較参照が行われておらず、非科学的であり不合理である。こういう主張です。

▲650ガルは低すぎる！

一方で現実には日本で発生した地震については、パンフレットに掲載していますが、1000ガル、2000ガルなどという地震は地震列島日本ではざらであり、650ガルという地震動は中規模クラスの地震動に過ぎないということです。最も厳しくなければならぬ原発の耐震基準が650ガルとは一体何事か。こういう主張です。

▲債権者に立証責任を負わせる！

この主張に対して吉岡決定の設定した争点は、「債権者は、伊方原発を650ガル以上の地震動が襲う、と主張している。ならばそのことを立証(疎明)すべきである」で、まるでかみ合ってません。と言うより「吉岡決定は、債権者の主張を捏造してしまった」という言い方がより適切ではないかと思えます。しかし今日の報告の力点は「争点の捏造」にあるのではありません。「伊方原発を650ガル以上の地震動が襲うというんであれば、それを立証しろ」、100%の立証責任(仮処分では「疎明」と

いうそうですが、このまま立証責任という言葉で通します)を住民側に負わせた。この点に力点があります。

▲伊方最高裁判決の判断枠組み

その前に、この住民側の主張、この平凡な主張が、なぜ原発裁判の主要な争点になるのか、それを見ておきましょう。平成4年に伊方最高裁判決(伊方最判)というのが出ています。

5. 住民側の主張と吉岡決定の設定する争点

住民側(債権者)の主張 (主要争点)

- ① 「強震動予測」という手法を使って、原発敷地ごとの将来襲う最大地震動を予測し、それを原発の耐震基準とする現在の原子力規制委員会の「規制基準」そのものが不合理である、規制委の規制基準が根本から間違っている。
- ② の主張は、仮に原発敷地を襲う最大最強の地震動を予測するにしても、伊方原発の耐震基準650ガル(基準地震動650ガル)は、現実には日本で発生している地震の地震動(揺れ)に対してあまりに低レベルであり、危険だ。



吉岡決定の設定する争点

債権者は、伊方原発を650ガル以上の地震動が襲う、と主張している。ならばそのことを立証(疎明)すべき。これが主要な争点である。

この伊方最判の判断枠組みがそっくり使えるからです。伊方最判の判断枠組みはこのようなことです。原発の危険性をめぐる争いにおいては、原告住民側(私たちに当てはめれば債権者)に立証責任があるんだけど、それは、そのとおりなんだけど、まず、被告(今回に当てはめれば債務者である四国電力)が新規制基準に不合理がないこと、あるいはその審査に看過しがたい瑕疵・欠落がないこと、これも不合理な点がないことをまず立証しなさい。もしその立証に失敗すれば当該原発(伊方3号機)の運転の具体的危険が事実所推認できる……という考え方なのです。これを今回の私たちの仮処分に当てはめてみれば、次のようになります。①新規制基準は不合理である、②規制基準の適合性審査に見逃しがたい許しがたい瑕疵・欠落がある、こういう主張になります。

▲この判断枠組みの不採用の理由

伊方最判の判断枠組みに従うと、債務者である四国電力がこれらの申立人の主張に対して立証責任を持つということになります。したがって、四国電力は、①は「合理的なんだ。科学的なんです」という立証をしなきゃいけないし、②は「審査には間違えがない。落ち度が無かった」という主張をしなきゃなりません。しかしながら、これはかなり苦しい説明になると思います。

特に①は、地震の正確な予知・予測はできないんだということは正式に認められているわけですから、その政府の見解を覆す理論を持ち出すのはかなり苦しいと思います。ですから、吉岡決定としては、この立証責任を免除してやらなきゃいけない。それには、伊方最判の判断枠組みが使えない。使っちゃうと、途端に立証責任が四国電力に行く。それで、一旦、2017年3月、同じ吉岡さんが地裁で我々の訴えを却下した時には、伊方最判の枠組みを使って判断したんですけども、去年11月の吉岡決定では、これを放棄せざるを得なくなっています。加えて私たちの①の主張や②の主張に対して、判断を示さなくて済む。こういうことになったんじゃないかなと想像しています。

▲優れた判断枠組み

今ご覧のスライドはパンフレット16頁からの引用です。

伊方最判の判断枠組みは非常に優れた司法の知恵だと思います。原発の運転によって生じる具体的危険性、これを住民側が立証することはほとんど不可能です。そうすると住民側の訴えは常に却下されるのかということ、そうはいかない。いったん原発事故が起こった時の一国の運命を左右するような、そういう問題の大きさとの間のバランスを取らなきゃいけない。あまりに影響が大きいわけですから、伊方最判では、具体的危険の証明・立証に変えて、規制基準の合理性、あるいは審査当局・規制委の審査の合理性、瑕疵や欠落、落ち度がないこと、これを証明の証としよう、置き換えよう、代置しよう、こういうふうな考え方に至ったんだと思います。これは非常に優れた判断枠組みだと思います。ですから、その後多くの裁判で、この伊方最判の判断枠組みが使われるようになりました。伊方最判の判断枠組みの操縦桿、言わば槌(てこ)は「立証責任転換論」です。つまり、本来原告にある立証責任を、力と資金、情報など圧倒的な力を持つ被告側＝原子力事業者側に転換しようという考え方です。

▲安全を立証すべきは事業者側

井戸謙一弁護士はある講演会で「原発が安全であることを社会に向けて説明・証明する責任が本来的には原子力事業者にある」と指摘しておられました。けだし名言だと思います。司法における「立証責任転換論」もこの理論の延長線上にあるということが出来るわけです。それより何より、この考え方は、私たち一般市民の生活感覚にぴったり合っているんじゃないでしょうか。原子力事業者が安全の説明・立証を怠っている。ましてや「完璧な安全性などはない」などということを平気で言い出すような中で、なぜ私たちが原発の具体的危険を立証しなきゃいけないのか。私たちの人格権を侵害しないことを立証するのは原子力事業者ではないか、これが私たちの生活感覚だと思います。それにぴったり合っているというのが、この「立証責任転換論」ではないでしょうか。

▲立証責任転換論の採用状況

次のスライドは福島原発事故後の原発裁判で住民勝訴した判例の一覧表です。知らぬ間に8例にまで増えております。もう、「退官間際のへそ曲がり裁判官しか住民

「立証責任転換論」を採用した最近の判例

2016年4月	福岡高裁宮崎支部決定	住民敗訴 (川内原発仮処分即時抗告審)
2017年3月	広島地裁決定	住民敗訴 (伊方3号機広島仮処分)
2017年7月	松山地裁決定	住民敗訴 (伊方3号機松山仮処分)
2017年12月	広島高裁決定	住民勝訴 (伊方3号機広島仮処分即時抗告審)
2020年1月	広島高裁決定	住民勝訴 (伊方3号機山口仮処分即時抗告審)
2020年12月	大阪地裁判決	住民勝訴 (大飯3・4号機 本訴)
2021年3月	水戸地裁判決	住民勝訴 (東海第二 本訴)

を勝たせない」などという時代ではなくなりました。原発は着実に司法に浸透しています。この表に「立証責任転換論」採用の状況を合わせると、ご覧いただいて分かるように、ここでははっきりしていることがあります。裁判所が立証責任転換論を採用することによって、私たち住民が勝つチャンスが大きく広がっている、これは最低限指摘できると思います。別な側面から言うと、裁判所に立証責任転換論を採用させるんだという世論づくりが、私たちの大きな仕事になっていくんじゃないかと思えます。なお、福井地裁の①と②、樋口判決、樋口決定、これは本格的な立証責任転換論を採用していません。これは、樋口裁判長が「私が原発が危険だと思ったら止めるよ」と宣言して裁判を行ったいきさつもあります。つまり、立証責任転換論を否定したというよりも、そこへ行く前に樋口裁判長が危険だと判断したんです。立証責任転換論を採用する必要もなかった。だから、立証責任転換論を一応、表の上では「不採用」ということになってます

が、樋口判決・樋口決定においては、もう双方の主張を聞いて「原発は危険だ。この運転は危険だ」と判断した。こういうふうな解釈の方が正しいと思います。

▲樋口決定に励まされた！

ここで、話は横道にそれるようなんですけども、この表は、私たち広島の人間にとっては感慨深いものがあるんです。表の①と②、樋口判決・樋口決定です。特に樋口決定は、私たちにとって目からうろこ、青天の霹靂でした。「裁判所が命令すれば原発は止まるんだ。私たちはそういう国に住んでいるんだ」、樋口決定がもしなければ、私たちも裁判闘争に踏み切っていなかった。これは確実に言えることです。それでは、樋口決定は誰が引き出したんだという話になります。それは、言うまでもなく福井の皆さんの奮闘の賜物です。これを縮めて言えば、福井の皆さんの奮闘が広島の私たちを立ち上がらせた、こういうことです。これはまぎれもない事実です。そして日本の原発裁判史上初めて、高裁レベルで住民勝訴(編注:2017年12月広島高裁決定(野々上友之裁判長))を導いていったんだ、こういうことになります。本日はちょうどいい機会なんで、皆様のこれまでのご努力と奮闘に広島の人間として心から御礼を申し上げたいと思えます。

▲歴史の歯車を戻させるな！

さて、この立証責任転換論は、原発裁判において、伊方最判以来、司法関係者の努力で築かれたものでした。また原発裁判に先行する公害裁判において、力を持たない個々人の権利を守る闘いとおびたしい犠牲の上に築かれたものであることは、私たちのパンフレットで

触れています。ここでは繰り返しません。ここで、皆さんにお伝えしたいことは、立証責任転換論は日本国憲法の枠内で個人の権利を守ろうとする良心的な「司法の知恵」、同時にこれは私たちの財産であるということを皆さんにしっかりお伝えをし

裁判所	対象原発	時期	裁判長	区別	転換論
① 福井地裁	関電大飯3・4号機	2014年 5月	樋口英明	本 訴	不採用
② 福井地裁	関電高浜3・4号機	2015年 4月	樋口英明	仮処分	不採用
③ 大津地裁	関電高浜3・4号機	2016年 3月	山本善彦	仮処分	採用
④ 広島高裁	四電伊方3号機 (広島住民)	2017年12月	野々上友之	仮処分	採用
⑤ 広島高裁	四電伊方3号機 (山口住民)	2020年 1月	森 一 岳	仮処分	採用
⑥ 大阪地裁	関電大飯3・4号機	2020年12月	森鍵 一	行 政	採用
⑦ 水戸地裁	東海第二	2021年 3月	前田英子	本 訴	採用
⑧ 札幌地裁	北電泊1・3号機	2022年 5月	谷口哲也	本 訴	採用

ておきたいと思います。ところが、吉岡決定は事も無げに「民事裁判だから、立証責任は100%住民側にある」と言い放つのです(編注:伊方最高裁判決は行政訴訟で出された判決)。これまでの先人たちの努力、汗、血と涙は一瞬にして吹き飛んでしまいます。公害裁判になぞらえて言えば、足尾銅山の鉱毒で渡良瀬川周辺の住民が病気になったと言うんだったら、それを立証しろ」、これは戦前の帝国主義日本の裁判所、人の命が赤紙一枚よりも軽かった時代の裁判所とこの吉岡決定の精神は本質的には何ら変わりません。歴史の歯車を一挙に100年も戻すような判断です。先ほど山本さんが報告した人格権にもとづく妨害予防請求権の有名無実化と合わせて、吉岡決定を戦後最悪の司法判断の一つと位置付ける理由ともなっております。ただ、先ほども触れた井戸謙一弁護士は、行政追従型の司法が原子力事業者を勝たそうとすると歴史の歯車を逆転させなくてはならなくなってきた。そこまで司法は追い詰められている、こう指摘しておられます。これも一面の事実ではないかなと思います。

▲札幌地裁判決では？

ここで、今年の6月1日に出された札幌地裁判決を見ておきましょう。泊原発を止めた札幌地裁判決は普通の裁判官が普通の判断枠組みを使って原発を止めた、ある意味に平凡な判決です。普通の裁判官と言いましたけれども、これは原発に対して予断や思い込みを特に持たない裁判官という意味です。専門家に聞いてみると、あれだけ短く論理展開ができるのは相当に優秀な裁判官なんだそうです。ここで判決文の一部を引用しておき

ましたが、判断枠組みとしては伊方最判の枠組みを使って、立証責任を原子力事業者に負わせています。これは伊方最判の判断枠組みの応用例です。特に注目されるのは、スライドの一番下の行です。「事実上当該原発の具体的危険を推認」できる、これがポイントです。「だから人格権侵害になるんだ」とこういう論理展開ですが、札幌地裁判決では、赤線でアンダーランを引いております。非常にわかりやすい。「事業者が原発の安全を証明できなかったら、それはもう人格権侵害の恐れがあるんだ」と、いきなり、札幌地裁判決はここまで踏み込んでいる。普通の裁判官が普通の判断枠組みを使えば原発が止まる時代になってきた、こういうことも言えるんじゃないかと思います。

▲立証責任転換論を世間の常識に！

ただし、行政側、規制委側、原子力事業者側の司法に対する圧力は大手メディアをうまく使いながら、さらに、凄まじい圧力を加えてくるだろうと思います。立証責任論転換論を採用しない判例では、ほとんど住民が負けています。ここで私たちの運動目標、運動課題の一つが大きく浮かび上がってくるんじゃないだろうか、私などはそう思います。というのは、なるほど、立証責任転換論が普通の司法で一つの流れとして定着しつつあります。まあ、時には吉岡決定のような、一挙に100年も歯車を逆転させるようなものも時々出てきます。これを決して軽視してはならないと思いますが、立証責任論転換論の採用は一つの流れとして定着しつつあることもまた事実です。しかしながらまだ世間の常識、世間の当たり前のこととしては定着していません。マスコミの報道ぶり

どうかというと、立証責任転換論にはほとんど触れない。立証責任転換論の適用例ばかりに注目して、その結果だけ報道している。それは、たとえば、火山事象であったり、避難計画であったり、沿岸活断層問題だったり、津波対策であったりしますが、これらは、じつは、立証責任転換論の適

15. 2022年5月 札幌地裁判決

2022年5月31日北海道電力泊原発1号機ないし3号機の運転を差止判決(谷口哲也裁判長) 弁護団の中の一人の弁護士が、「判断枠組みで勝った」と解説。

「しかしながら、原子力発電所が上記基準(※新規規制基準のこと)を満たすか否かについては、…(中略)…上記の主張立証責任の帰属にかかわらず、まず、被告の側において、当該原子力発電所が、上記基準が求める安全性を満たしており、事故による周辺住民に対する人格権侵害のおそれがないことを相当の資料、根拠に基づいて主張立証する必要があるというべきであり、被告がこれを尽くさない場合には、当該原子力発電所が自然現象に対する安全性を欠くものであり、それによって予想される事故により被害を受けるおそれがあると認められる範囲の周辺住民について、**人格権侵害のおそれがあることが事実上推定されると解するのが相当である。**」

用例にすぎません。裁判の本質である、その根幹には、立証責任論転換論がどっしり腰を据えています。このことがなかなか世間に定着いたしません。マスコミに期待するのも無理です。ならば、この定着作業、立証責任論転換論の常識化、裁判所が大好きな言葉を使えば社会通念化。これを、私たち運動側の大きな目標ではないか、こういうふうに思います。その仕事は決して楽な仕事ではありませんが、とりあえず、スローガン風言えば、「原発が安全であり私たちの人格権を侵害しないことを立証するのは、原子力事業者の責任である」「立証責任は原子力事業者にある」こういうふうになるんじゃないかと思えます。皆さんはいかがお考えでしょうか。要点報告ではなくピンポイント報告となりました。最後までご静聴ありがとうございました。

▲質疑応答▼

司会：ありがとうございました。立証責任論転換論の重要性を解説していただきました。そして吉岡決定は、四国電力に立証責任を負わせないために、この立証責任論転換論を使わずに、歴史の歯車を逆戻りさせた、と私は受け止めました。今度は参加者の皆さんからご発言をお願いします。

Q 吉岡裁判長は広島地裁における2017年3月の仮処分決定において、「福岡高裁宮崎支部の決定を参照するのが相当」というような決定文を書いた奇妙な裁判官だなど思っていました。市民の常識に反するような考え方については、市民の側からその具体的な事実を裁判官自身に突きつけないと、そういう裁判官の考え方は変わらないのではなからうかと思えます。そういうことを運動としてやれば、一般の方々にも分かりやすいのではないだろうかという気がしました。

A(T) おっしゃる通りだと思います。裁判所はマスコミや専門家の意見も気にしますが、市民の側が本格的に勉強して、具体的に批判をする、実はこれが一番こたえるのではないかなと思います。

Q 吉岡裁判長の内部被曝について無理解が、こういう無謀な判断の背景にあると言われましたが、ただ日本は

唯一の被爆国だと言われながら、被曝の本当の怖さというものについて知らないということが、福島状況などを生み出したと言わざるを得ないと思う。私は福井県の若狭地方の人間なのですが、小浜市の保健所管内には被爆者が30人ほどおられて、そのほとんどが二次被爆者だったんです。軍隊に徴用されて、投下後の後始末で広島にいた。最初は自分が被曝しているという認識すらなかったわけです。でも二次被曝によってその後に体調の変化が現れてきている。そういうことがあるので、内部被曝のことは私なりに理解できました。

それから広島では前門の虎は伊方原発、後門の狼は島根原発だと私には思えるのです。それらの両原発の立地状況を確認していただくと分かると思うのですが、伊方原発は四国の西側の尻尾の部分に位置していますね。そういう僻地・過疎地に大都市圏の電力需要のために原発が押し付けられてきたという問題がある。それから島根原発は県庁所在地である松江市内にある。これはその立地地域だけの問題のように見られがちなのですが、実は日本全体をみても原発の恩恵を受けているなど関りのない人はいないのではないかと。立地地域の問題に矮小化されてきたことに問題があるのではないかと思う。

それからもうひとつ。哲野さんの説明された立証責任論転換論とも関連するのですが、今福井県では美浜3号機が前倒してまで運転されようとしている。実は昨年、国や関電が出席して、40年超原発を動かそうとする根拠を地元住民側が問う集まりがありました。そこで美浜3号の基準地震動に関わる「ばらつき問題」がとり上げられたのですが、基準地震動は実質的に平均値なわけです。実際に起きた地震動は説明されたように1000ガル、2000ガルがあるわけです。そのような実例を電力会社が入り入れたとすると電力会社にとって不都合な状況が出てくるわけです。その辺の矛盾を突いたのが、一昨年大阪地裁判決だったわけです。これは住民側が勝訴したにもかかわらず、美浜3号機や高浜1・2号機の老朽炉を動かすために、福井県や立地地元の議会は、敗訴した国や関電の言い分だけを聞いて、勝訴した住民側の声を聞こうとしない。そして県議会も地元議会も首長も再稼働に同意している。決定的な問題は、事業者は

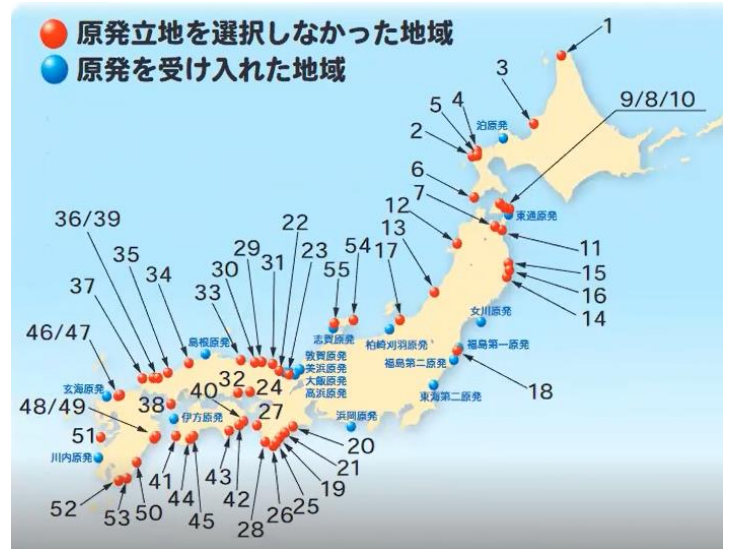
規制委員会の審査に合格したことをお墨付きに出してきますが、その規制委の委員長だった田中俊一さんが、基準に適合はしたが、安全を保証するものではないと発言しているわけです。

それからこれは裁判ではなか争点にはならないのですが、原発は圧倒的に多数の大都市圏の住民の電力需要に応えるためにある。福島10基の原発で作られた電力は、首都圏に送られていたわけです。原発は過疎地に作られてきたことは、原発が根本的に危険なんだという問題に関わっている。これも裁判において問題化すべきではないかと思っているのですが。以上、お二人の報告を聞いての感想です。

A(Y)おっしゃる通りです。特に内部被曝と外部被曝のことについては、私自身もマスコミで言われている程度のことしか知らなかったです。広島に原爆が投下されたことによって多くの方々亡くなられた。だから被曝は怖いのだというのは言われてはいるのですが、影響が長期間の後に発現するような内部被曝についてはあまり語られていない。直近ではこの前の黒い雨裁判で、内部被曝については多くの報道がされましたが、それでも福島の子供たちの甲状腺がんの問題も矮小化されようとしているということで、私たちが声を挙げていかなければと思っています。

金を使って原発が過疎地に押し付けられるという問題ですが、上関原発なんかは、漁業権を守るということで反対しているわけで、そういうところとも手を結んでいかなければと思っています。

A(T)過疎地に押し付けられているという問題については、我々が作成した資料によれば、今の日本での原発立地地域というのは17カ所あります。実は原発はいらぬということで、原発を立地させなかった地域は55箇所あります。ですから原子力事業者や経産省は、海に面していればどこでもいいという感じで立地を進めようとしたわけです。でも地元の人たちは自分たちの生活を守るという闘いをしたわけです。紀伊半島の海岸部は標的にされたわけですが、本当に大変な闘いの末に原発を立地させなかった。過疎地に押し付けられているというのは事実ですが、日本のすべての過疎地が受け



入れたわけではない。逆に子供や将来の生活を考えて、原発は来てくれない方がよいという選択をした地域の方がはるかに多かった。このことは再認識する必要がある。拒否したところの方が多いのです。

Q 福井県の小浜市も拒否した地域のひとつなのですが、皮肉なことに15基の原発に囲まれてしまうということになるわけです。電力事業はこの原発を受け入れたこの貴重な17地点に次から次へと増設を進めたということですね。

A(T)おっしゃる通りです。だから世界最大の発電容量を持つ原発は、新潟県の柏崎・刈羽原発なんです。本当は原発は分散型が望ましいのですが、受け入れるところがないから、一旦受け入れたならばどんどんそこへ増設していったということです。決して威張れた話ではないですよ。

それから二次被曝の話がありましたが、これは実態としては原爆による放射性微粒子による内部被曝被害です。このことについてICRP(国際放射線防護委員会)は、広島原爆による二次被害、すなわち内部被曝被害はなかった、と言ってきた。原爆の被害は原爆による一時放射線(主としてγ(ガンマ)線と中性子線)による被害しかないという主張をずっとしてきました。今回の黒い雨裁判でも国はそのような主張をしています。しかし当初は線量がどれだけかという議論よりも、原爆が投下されて人々の健康状態がどうなったのか、ということに注目していたのです。1956年頃の国会での原爆医療法を成

立させるための議論を読んでもみますと、放射能は人の老化を促進するとか、内部被曝というのは症状が出ていないからといって、将来にわたっても出ないわけじゃない、いわば休火山みたいな状態なんだという議論がなされたわけです。これは当時の厚生省の役人が国会で説明している。

このような態度を大きく捻じ曲げられていく。内部被曝とか二次被害の問題については、国は意識的に国民に伝えないできたという歴史がある。ですから広島の実験資料館で原爆の被害の実態を展示する際に、被曝被害のコーナーはほんのわずかです。ほとんどが熱線や爆風の被害の展示です。ですが、私たちを長期的に苦しめているのは放射能による被害なのです。しかも一時放射線ではなくて、今回の黒い雨裁判で示されたように、放射性微粒子による長期にわたる内部被曝被害なんです。このことを国は意図的に世間に知らせようとしなかった。戦後の広島ではこれが大きな流れになりました。私はこのことが、原発の問題と原爆の問題が切り離されるようになった要因ではないかなと思っています。

Q 内部被曝のことで、知っていることを話します。放射線の人体への影響という内部被曝の問題は、アメリカでは原爆の開発過程で分かっていたことです。それを公けにすると原爆という兵器が極めて非人道的な兵器であるということが分かってしまうので、だからマンハッタンはこのことを秘密裏にして進められたのです。それは冷戦時代の核軍拡の時期も同様でした。ですから、今こそこの知見を広く共有しなければと思うのです。今でもアメリカで原爆の実験場になったところやプルトニウム型爆弾が製造された場所の風下住民は、そしてミクロネシアやビキニの住民は、広島、長崎、そして福島のとちぎと同様に苦しんでいるのです。この問題はその人たちと一緒に取り組める問題なのです。歴史のことも含めて内部被曝の問題はこれからも広めていっていただきたいと思っています。

A(T) アメリカでも内部被曝のことを訴えた裁判はたくさん提起されています。福島の事故のときの「トモダチ作戦」に参加した軍人やイラク戦争で使用された劣化ウラン弾の微粒子で被害を受けた軍人も提訴しています

が、すべて却下されています。そのような低線量で人体に影響があるということは科学的に考えられない、というのが却下理由です。そういう意味では、内部被曝は外部被曝とは異なる危険性があるとした今回の広島高裁の「黒い雨判決」は画期的な判例なのです。

Q 「黒い雨判決」という素晴らしい判決がでたということは、広島の実情があって、そして広島の人たちの闘いがあったので、そのことに敬意を表したい。大阪では「黒い雨判決」の原告の一人をお呼びして集会を持ちました。何十年も経ってから訴訟を起こすというその粘り強さ。原告の人たちが地域を歩かれて、こんなに病気の人がいるっておかしいじゃない、ということが背中を押してくれたとのこと。これまでの住民敗訴判決で使われてきた「社会通念」という言葉にうんざりしてきたのですが、市民の側の社会通念を取り戻さなきゃと思っています。それは伊方最高裁判決と通じるところがあるのでしょうか。

それと今度、甲状腺がんになった福島の子供6人が訴訟を起こしましたが、井戸弁護士がおっしゃっているのは、国の主張は過剰診断論なのですが、そうであるならば因果関係がないことを被告側が立証しなさい、と言っているのです。本当に勇気を出して声を挙げた若者たちを支えることが私たちの役割だと思っているので、今日の話は私たちの力になる話だったと思います。

Q 私は3.11の事故で福島から金沢へ避難してきました。福島では原爆から25キロのところに住んでいました。裁判のために近所の土壌を調べたら1平方メートル当たり100万ベクレルということで、それはチェルノブイリの避難ゾーンの2倍の数値なのです。今日の話でショックだったのは、吉岡決定が人格権に基づく妨害予防請求権を実質的に認めないと決定だったということです。東電が放出された放射性微粒子は無主物だから、もはや東電の責任ではないよ、と言っているのと同じだと感じました。それから、人間にはいろいろな欲求があると思いますが、私の場合は、東京から福島に移住して、自然に囲まれてゆっくり暮らしたいというのがあったわけです。これは樋口裁判長のいうところの「国富」そのものだと思うのですが、それが奪われた。そういう私から

みると、吉岡決定の保全の必要性が認められる要件としての「住民らの生命や身体等に重大な法益が侵害されていること」というのは、いったいこの人は何を言っているのかという感じです。「被害」ということを、人間の普通の生活が脅かされるという観点からも主張していくことが必要なと思います。

*紙面の都合上、この報告のすべてをお伝えすることができません。いずれにせよ、「吉岡決定」について、もし未入手の方がおありでしたら、是非下記へお問い合わせしてパンフレットをお読みいただけたらと思います。

◆「吉岡決定」のパンフレットの入手は？◆

下記までお問い合わせください。

伊方原発広島裁判事務局

〒733-0012

広島市西区中広町 2-21-22-203

電話：090-7322-4608 *同事務局のウェブ上からもPDFでダウンロードできます。

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中のもの：2022年7月10日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴！現在控訴審が進行中。
- ◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつき」の考慮が焦点となっている。
- ◇ 経過：国は2020年12月17日に控訴。翌年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマについての説明を「弁論準備手続期日」*(プレゼン)

の形で行うことになった。2022年5月27日に第4回進行協議が行われ、原告は関電の二次元反射法探査ではF6破碎帯等の地下構造は把握できないなどを主張。今後の進行協議の予定は、第5回が8月29日、第6回が11月21日、第7回が来年(2023年)の2月21日を予定。いずれも非公開だが、「美浜の会」のウェブサイト経過については知ることが可能。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012年11月29日
- ◇ 主な争点：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：2022年6月3日の第33回口頭弁論では、高齢者施設での原発事故時の避難の困難性について意見陳述、準備書面では被告関電の主張への反論等。次回34回口頭弁論期日は9月6日。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1~4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2013年12月24日
- ◇ 主な争点：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過：争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、審理は終盤を迎えている。2022年6月2日の第33回口頭弁論期日では、堀部裁判長は原告が申請していた5名全員を証人として採用する意向を示し、最初の尋問者として次回9月1日に福島からの避難者である菅野みずえさんが決定。その他原告からは、ロシアのウクライナ侵攻に関連してテロ対策・武力攻撃に関する主張の補充及びバラツキ問題について被

告への反論が行われた。裁判長は来年3月で3年になり、異動の可能性もあるが、井戸弁護士からは最速だと再来年(2024年)で判決が出されるという見通しを示した。今後の口頭弁論期日の予定は、12月1日と来年(2023年)の3月9日。

*なお、本訴訟の弁護士により基準地震動策定の問題点を分かりやすく解説したDVD「地震の基礎知識」が作成されています。YouTubeでも視聴可能。「地震の基礎知識」&「原発訴訟」などで検索すればヒットします。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2016年4月14日
- ◇ 主な争点:新規基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉压力容器の中性子照射脆化などが争点。
- ◇ 経過:高浜1、2号機と美浜3号機について、別件として審理が進められている。4月21日の口頭弁論期日(高浜1・2号第22回、美浜3号第20回)では、原告側は3月10日に出示された高浜3・4号機に関わるバックフィット訴訟判決、電気ケーブル劣化、使用済み核燃料の処分方法、監視試験片データの手抜き試験などの問題点について主張。特に監視試験片データについては、これまで原告側から裁判所に対して文書提出命令の申し立てを行ってきたところ、ようやく裁判所の働きかけにより、命令ではなく任意で、今年2月4日の口頭弁論までに関電から一通りのデータが出された。このデータを井野博満さん(東大名誉教授、工学博士、専門は金属材料学)に見てもらったところ、試験片として、原子炉容器の母材と溶接金属の両方のデータを毎回採取していると考えられていたのが、1回目と3回目母材のみ、2回目と4回目溶接金属のみという手抜きサンプリングであることが分かった。しかも、老朽原発の評価で重要な直近の4回目

に、原子炉容器本体である母材の試験をやっていないことが判明。

7月8日の口頭弁論期日(高浜1・2号第23回、美浜3号第21回)では、老朽化問題(加圧熱衝撃、熱伝達率等)について陳述予定。

今後の口頭弁論期日の予定は、10月3日及び12月16日。

■ 原発バックフィット・停止義務付け訴訟(不当判決後に控訴取り下げ)

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2020年10月5日
- ◇ 主な争点:規制委が、関電の高浜発電所3号機及び4号機について、大山噴火の見直しに伴うバックフィット(設置変更許可に限らず、工事計画変更認可、保安規定変更認可及び使用前検査まで含んだ安全の確認)が終わるまで、使用停止を命じないのは炉規法43条の3の23第1項に違反するか否か。
- ◇ 経過:3月10日に名古屋地裁民事9部(日置朋弘裁判長、佐久間隆裁判官、若林慶浩裁判官=40年廃炉訴訟と同じ)で原告敗訴の判決が出された。原告が求めていたのは、原発の火山噴火対策の適切な評価・安全確認がされるまでの間、規制委が関電に対して、原発の使用停止を命じることの義務付けだったが、裁判所は、大山は活火山ではなく危険は切迫していないとする規制委の主張に依って停止を認めず。義務付け訴訟の要件である「重大な損害の生じる恐れ」は原告全員に認めながらも、結局は規制委の裁量を広く認めた判決となった。最新の科学的知見に適合していなければ原発の使用停止等を命じることができる「バックフィット制度」が導入されたのは福島原発事故の教訓によるにもかかわらず、裁判長は、この重大な教訓に背を向け、司法の責任をも放棄したと言わざるを得ない判決を下した。住民側が3月22日に控訴するも、大山生竹噴火(DNP)の噴出規模引き上げによるバックフィット命令にかかわる許認可のうち、保安規定変更

認可を4月7日付で原子力規制委員会が行い、その前に規制委は使用前確認の省略を決めていることから、本件バックフィット命令に関わる手続きは終了したこととなり、訴えの利益がなくなったことから、名古屋高裁に控訴の取下書を提出し、4月28日付で受理された。

■ 4つの新訴訟(高浜原発1、2号機、美浜原発3号機)

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟(無効確認訴訟&取消訴訟)
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2022年4月1日(美浜3号:無効確認訴訟)、5月17日(高浜1・2号:無効確認訴訟)、5月17日(高浜1・2及び美浜3号:取消訴訟)*最後の5月17日の取消訴訟は高浜と美浜で2件とカウントして、合計4件の新訴訟となる。
- ◇ 主な争点:いずれも火山灰濃度
- ◇ 経過:そもそも上記原子炉に関する訴訟は、2016年4月14日に差止訴訟として提起された。ところが運転延長認可の処分が高浜1・2については同年6月20日、美浜3については同年11月16日に出され、いずれも「差止」ではなく取消訴訟に変更されている。つまり、最初は認可を「出すな」という訴訟だったが、認可が出た後はそれを「取り消せ」という訴訟になった。

この裁判の審理が進む中で、2019年6月、大山(鳥取県)の噴火を想定した火山灰対策が不十分だとして、規制委員会は関電の3原発7基についてバックフィット命令を出したものの、停止は命じなかった。これに対して住民側は、2020年10月5日に、原発バックフィット・停止義務付け訴訟を名古屋地裁に提訴。その結果は前述の通り、3月10日に住民側敗訴判決が出された。

昨年、国側は40年廃炉訴訟で取り消しを求める対象とした保安規定変更認可の変更部分は延長認可に関わることだけで、火山灰濃度の問題は含まれていないと反論し、このままでは、重要な争点の一つである火

山灰濃度の問題が裁判所の判断対象から漏れてしまう恐れがあるため、濃度の引き上げによる保安規定変更認可(2020年2月27日)の無効確認訴訟も並行して行うということで、4月1日に美浜3号機について提訴したが、裁判所から、高浜1、2号機の方も同じようにしてほしいとの要請があり、5月17日付で高浜1、2号機についても同様の訴訟が提起された。

さらにこの火山問題では、大山生竹(だいせんなまたけ)噴火の噴出規模が2倍以上に見直されて関電3原発にバックフィット命令が出され、その設置変更許可が2021年5月19日に出ている。そこで問題となるのは、過去の設置変更許可との関係はどうなるのかということである。過去の判例で、当初の許可も新しい許可も一体のものとして扱うべきとするものと別々に扱うとするものとわかれているため、裁判所がどのような判断をするのか分からないことから、判決の判断対象からこの火山問題が漏れることがないよう、念のため新たな許可についても高浜1、2号機と美浜3号機それぞれの訴訟が5月17日に提起されることになった。

ただし、これらの新たな訴訟は、いずれもこれまで名古屋地裁で闘われてきた訴訟に併合されて審理が行われることになる。

用語解説→

差止訴訟・取消訴訟・義務付け訴訟・無効等確認訴訟

2016年4月14日の名古屋地裁への提訴以来、4種類の本裁判が闘われてきた。いずれも国・規制委員会などの行政庁を被告とする行政訴訟であり、行政事件訴訟法にその規定がある。以下にそれぞれの根拠規定を示す。

●差止訴訟(同法第3条7項)

→この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

●取消訴訟(同法第3条2項)

→この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政

庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

●義務付け訴訟(同法第3条6項)

➡この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき(次号に掲げる場合を除く。)-以下省略-

●無効等確認訴訟(同法第3条4項)

➡この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

整理すると、差止訴訟は行政処分がなされる前のその処分を行わないよう求める訴え、取消訴訟は処分後に、一応有効な状態にある当該処分の取り消しを求める訴え、義務付け訴訟は行政庁に一定の処分を行うことを義務付ける判決を求める訴え、そして無効等確認訴訟とは、そもそも行政庁の処分に重大かつ明白な瑕疵(編注:誤りのこと)があり、無効であると考えられる場合に、その処分の無効確認を求める訴えとなる。取消訴訟と無効等確認訴訟は似ているが、まず前者は出訴期間に制限があるのに対して(処分が行われてから最長1年まで)、後者は制限がない。一般には出訴期間が過ぎていて、取消訴訟ができない場合の提訴手段として無効等確認訴訟が提起される。いわば無効等確認訴訟は取消訴訟の補完的制度とも言える。また行政庁の違法性の程度については、後者は「重大かつ明白な瑕疵」を立証するということで立証責任のハードルが高くなることも考えられる。

■ 美浜原発3号機(注目!)

◇ 係属裁判所:大阪地裁

◇ 裁判の種類:仮処分

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2021年6月21日

◇ 主な争点:基準地震動、敷地内破砕帯、避難計画。

◇ 経過:美浜3号機が再稼働されようとする2日前の6月21日に、福井・大阪・京都の住民9人が申立て。2021年10月4日に第1回審尋が行われ、2022年7月4日に第5回審尋が行われて審理は終結。その1ヶ月前の6月8日には規制委によって「ばらつき条項」削除の改定がなされている。一方、関西電力は特重施設(テロ対策等対処施設)の工事を完了して今年10月に美浜3号機の運転再開を計画していたが、これを約2カ月前倒して運用開始時期を8月12日にすると発表。このため申立人側弁護士は、仮処分の決定を早く出すように裁判所に要望した。裁判所は、再稼働前には無理だがなるべく早くだと答えたとのこと。決定日は未定。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所:金沢地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:北陸電力

◇ 提訴日:2012年6月26日

◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。

◇ 経過:2022年4月28日の第36回の口頭弁論では、全国一般石川地方労組本部の種井一平さんが意見陳述。今年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震による福島第一原発の使用済み核燃料プールの冷却停止、そしてロシアのウクライナ侵攻の中で起こった原発への武力攻撃などタイムリーな話題から原発の本質的な危険性を指摘。被告北陸電力は4月21日に提出した「上申書」で、1月14日に行なわれた原子力規制委員会の審査会合の状況や審査会合に向けたヒアリング(2/7、3/14、4/13)について報告。裁判長は規制委員会の判断を待つという審理方針は変更しない旨表明して次回日程を決め、わずか18分で審理を終了。次回の口頭弁論期日は7月15日(金)。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。
- ◇ 経過:3月16日に第9回口頭弁論が行われた。原告らは、これまでに志賀原発は未曾有の被害を及ぼすリスクがあること、事故がなくても運転自体に膨大な費用がかかること、再エネコストは年々減少傾向にあることなどを示し、志賀原発再稼働が会社に取り返しのつかない損害が生じる恐れがあると主張してきた。これに対して被告らは、志賀再稼働の方針は株主総会で多数の賛成を得ているとし、これらの問題点についての具体的な検討内容を一切明らかにしていない。第9回期日で、原告らはこれらの問題について再度の求釈明の申立てを行い、このような状況では文書提出命令の申立てを行わざるを得ないことを示唆。

又被告らは、志賀原発の再稼働は規制委の新規制基準適合審査を経てから行うので法令等の遵守は明らかと主張しているのに対して、原告らは準備書面(21)においてそもそも新規制基準自体が不備・不合理であり、安全性を担保するものではないことを明らかにしている。これに対して被告らは、原告らの主張は会社法360条が求める事実要件「法令若しくは定款違反で会社に回復しがたい損害が生じるおそれがある」とは関連がないとし、あらためて求釈明を拒否。加えて被告らは、規制委が世界で最も厳しいとされる新規制基準の適合審査を経て安全を確認し再稼働するという手順を踏むことが、まさに取締役に求められる善管注意義務だと主張。原告らは、360条と関連しないならば、その根拠を示すように迫り、裁判所は民事訴訟法149条[釈明権等]に基づいて釈明権を行使して欲しい旨を主張。

結局、裁判所は第21準備書面については、被告に考

えを示すように求め、その他の原告らが求める求釈明については次回期日までに裁判所が方針を明らかにすることを述べて閉廷。

そして6月15日の第10回口頭弁論期日において裁判所は、「使用済み核燃料プールの危険性」に関してのみ被告らに釈明を求め、その他の求釈明は認めずに争点を絞り、原告に重い立証責任を負わせる独自の見解を表明。会社法360条の「善管注意義務違反によって会社に回復できない損害が生じるおそれ」とは「会社が全資産をもってしても補填できない程度の損害」だとした。これは「原発の危険性」を重大事故を起した場合に限定するものであり、裁判所が勝手に判断のモノサシを狭めてしまっていることになる。これに対して、原告らは裁判所の判断枠組みそのものが間違っているということを次回期日で主張していく旨を表明して閉廷。

次回口頭弁論期日は10月5日、次々回は2023年1月11日を予定。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

- ◇ 係属裁判所:東京地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:日本原燃株式会社
- ◇ 提訴日:2020年3月9日
- ◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
- ◇経過:非公開の進行協議(平常時のトリチウム放出の危険性、再処理工場での事故時の被害状況、松田式の誤り等の地震についての主張など)を経て、7月7日の第4回口頭弁論期日では、プレート間巨大地震における被告の地震動評価が不合理であること等について陳述。次回は進行協議で9月6日。次々回は進行協議ではなく、口頭弁論を行いたいという裁判所の意向であるが、期日は未定。

